

令和8年（行コ）第5号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求控訴事件

控訴人 能條桃子他5名

被控訴人 国

第15準備書面

2026年7月31日

東京高等裁判所第1民事部ホ-B1係 御中

控訴人ら代理人弁護士 戸田善恭

同 井桁大介

同 谷口太規

同 亀石倫子

同 西 愛礼

同 向井佑里

はじめに

本準備書面では、控訴答弁書における被控訴人の主張に対し、憲法学者である君塚正臣・横浜国立大学教授の意見書（甲Ｂ９６）等を踏まえて反論する。

具体的には、第１において、控訴人らの被選挙権が憲法上保障されていること及び本件各規定がこれを制約していることについて原判決には判断の遺脱があるとの控訴人らの主張に対する被控訴人の反論、すなわち、(1)被選挙権の保障内容は法律により形成されるものであり、控訴人らにはその保障は及ばないとの主張、及び(2)これを前提として、本件各規定は権利制約ではなく制度形成の合理性が問題となるため、立法裁量を前提とした審査で足りるとの主張に対して反論し、第２において、本件各規定の憲法適合性について厳格な判断枠組みは適用されないとする被控訴人の主張に対して反論する。

第１ 原判決には判断の遺脱がないとする被控訴人の主張には理由がないこと

１ 被控訴人の主張

控訴人らは、原判決には、憲法適合性の判断枠組みを導く前提として当然判断されるべき、①控訴人らに被選挙権の保障が及んでいるか否か、②本件各規定が被選挙権を制約しているか否か、という二つの点につき判断遺脱があると主張した（控訴理由書６～７頁）。

これに対して被控訴人は、第１に、被選挙権は「制度として定められることによって保障内容が具体的に形成される…制度に依存する権利」であるとして、現行法上の年齢要件を満たさない控訴人らについては、憲法上保障される被選挙権が観念できないとし、第２に、そのような理解を前提にして、「法律による規律は、第一義的には権利の制限ではなく、いわばゲームのルールを定めるようなもの」に相当するから、「制度（本件各規定）の合理性の有無に関する判断を離れて、控訴人らに被選挙権の保障があるか否かを判断すべきものではなく、その必要もな」と主張する（控訴答弁書１２～１３頁）。さらに、こ

のように本件を権利制約ではなく制度形成の問題として捉える判断枠組みは、「累次の大法廷判決の趣旨」に沿うものであると主張する（控訴答弁書 14 頁）。

2 法律により被選挙権の保障内容が規定されとする主張の誤り

しかし、被選挙権という基本的人権が法律によって創設されとの被控訴人の主張は誤りである。法律は憲法の下位法規であるから、憲法で保障された基本的人権である被選挙権の存否自体を定めることはできない。憲法が法律に委ねているのは、被選挙人の資格（憲法 44 条）や、「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項」（憲法 47 条）、すなわち、「多数代表制・比例代表制などの選挙方法、立候補の届出、選挙運動の形態・規制、当選人の決定などの選挙手続や、選挙・当選の効力に関する争訟制度、選挙犯罪に関する規律」といった選挙制度・選挙手続に関する事項である（乙 14：大石眞『憲法概論Ⅰ 総説・統治機構』（有斐閣、2021 年）149 頁）。憲法は、このような選挙制度の具体的設計を法律に委ねているにすぎず、基本的人権である被選挙権の保障内容そのものを法律が形成することまで許容していない。

それは、「憲法上の権利は人権享有主体に普く付与される」からである（君塚意見書 18 頁）。このことは憲法の規定自体からも、また、学説上も当然の前提とされている。憲法 11 条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」と規定する。芦部信喜教授は、ここでいう基本的人権とは、「人間である以上当然に享有できる普遍的な権利」とであると説明する（甲 B 97：芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法〔第八版〕』（岩波書店、2023 年）89 頁）。また、穴戸常寿教授も、基本的人権とは「現代社会を前提としつつも人間として当然に与えられる固有の権利」であり、その性質は「すべての国民が人種・性・社会的身分などの区別なく人権を享有することとともに…一部では

なくすべての基本的人権を国民は享有する」点にあるとしたうえで、この基本的人権には「参政権等も…含まれる」と述べている（甲B74・長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』（有斐閣、2017年）〔宍戸常寿〕51～55頁）。以上の点は、控訴人が原審においても主張したとおりである（原審原告第10準備書面16～18頁）。

このような憲法の基本原理からすれば、選挙権と表裏をなす「重要な基本的人権」（昭和43年最大判）である被選挙権は、少なくとも選挙権者である控訴人らに保障される。学説においても、被選挙権につき、選挙権に準ずる保障が与えられる重要な基本的人権であるとする見解が憲法学の通説であることは後述のとおりである（本準備書面8～9頁）。

それ故、基本的人権である被選挙権の保障内容が法律によって形成されるという理解は成り立たない。被控訴人の主張が許されるならば、それは「具体的権利の範囲を政治部門の判断におよそ委ねる」ことにほかならず、そうすると被選挙権はもはや「憲法上『重要な』権利ですらな」いことになる。しかし、そのような解釈は「我が国を立憲民主主義国家とする理解と矛盾」するものであり、人権保障の基本構造を取り違えた重大な誤りである（君塚意見書22頁）。

なお、被選挙権＝制度依存的権利＝法律で保障内容が規定されるという被控訴人の主張は、被控訴人が引用する小山剛教授の見解に依拠したものと思われるが（乙17：小山剛『「憲法上の権利」の作法〔第3版〕』（尚学社、2016年）164～165頁）、被控訴人は同教授の見解を正解していないので、この点も付言する。まず、制度依存権利であれば保障内容が法律により規定されるなどということを、小山教授は述べていない。たしかに、小山教授は、基本的人権と法律との親和的關係を重視し、法律による基本的人権の具体化・内容形成を広く認める立場に立つ。しかし、そこで念頭に置かれているのは、「財産権や婚姻の自由のように法制度保障を含む基本権」や、生存権（憲法2

5条1項)のように「給付請求権として法律による具体化を要する基本権」であり、被選挙権の保障内容が法律で形成されることまでは述べていないし(甲B98:小山剛『基本権の内容形成—立法により憲法価値の実現』(尚学社、2004年)3~4頁)、小山教授も「選挙権や被選挙権そのものが広範な立法裁量の下にあるとは示していない」のである(君塚意見書18頁)。被選挙権の保障内容が法律で規定されるという被控訴人の主張は、少数説¹である小山説の理解を誤ったうえ、「その一部を都合よく切り取った」形で援用したものと云わざるを得ない(君塚意見書18頁)。

3 権利制限ではなく制度形成の問題であるとする被控訴人の主張の誤り

本件各規定は、控訴人らの立候補資格を否定し、被選挙権の行使機会を剥奪するものである。したがって、本件を権利制約の問題ではなく、抽象的な制度の合理性のみを審査すれば足りるとする被控訴人の主張は誤っている。

まず前提として、最高裁が、選挙制度に関する憲法適合性の問題を専ら制度形成の問題として捉えているとの被控訴人の主張は誤っている。選挙制度に関する最高裁判例には、権利制限の問題として厳格な審査を行うものと、選挙制

¹ 法律による基本的人権の内容形成を広く認める小山説は、憲法学界において「通説や有力説とはいえない難い…極少数説」とであると評価されている(前掲君塚意見書17~18頁)。小山説が少数説であることは小山教授自身も認めるところである。小山教授の著書においても、「日本では、自由権的基本権と法律との間に親和的關係を見出す見解は少数であり、ドイツの基本権論に対しては、むしろ警戒的な論調が支配的である」と述べている。また、同書では、通説である芦部信喜教授が「『新しい理論〔制度的基本権理論—小山〕では、権力からの自由という伝統的な人権の思想が後退し、基本権を実効的に保障するための制度を…国は立法によって具体化し、自由の内容を形成する義務があることが強調される』としたうえで『国家権力の積極的な配慮と調節による人権の実現を広範に認めることになるので、…日本国憲法の人権理論にはそのままでは妥当し得ないであろう』と論じている」ことが紹介されている(前掲小山『基本権の内容形成』5~6頁)。

度形成の問題として立法府の広範な裁量を前提に緩やかな審査を行うものの双方が存在する。

この点について、被控訴人が援用する小山剛教授は、権利制限構成を採用した例として最大判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁（以下「平成17年最大判」という。）を、また制度形成構成を採用した例として最大判平成11年11月10日民集53巻8号1704頁（以下「平成11年最大判②」という。）を挙げる（乙17・162～164頁）。

まず、平成17年最大判は、在外邦人について投票を可能とする法律自体が存在しなかったこと、在外選挙制度創設後も小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙については投票が認められていなかったことが問題となった事案である。他方、平成11年最大判②は、小選挙区比例代表並立制の採用、選挙区割りにおける投票価値の平等、候補者届出政党への所属の有無による選挙運動上の差異などが問題となった事案である。

両者の相違について、小山教授は、「選挙制度を定めるということは、決められた場所・方法・時間から逸脱した投票の禁止を当然に含意する」ため「投票のために時間・労力・費用等の負担を余儀なくされる選挙人が生じたとしても、基本的には制度形成の合理性の問題」となる一方、「法律上明白に選挙権行使の機会が剥奪され…もはや選挙の仕組みの決定に当然に付随する負担とはいえない」場合には、平成17年最大判のような権利制限の問題になると指摘する（甲B99：小山剛『「憲法上の権利の作法」新版』（尚学社、2011年）164～165頁）。このように、選挙制度に関する憲法適合性判断のあり方は、平成17年最大判のように参政権の行使自体を否定する参入規制であるのか、平成11年最大判②のように制度の具体的な仕組みに関する規制であるのかによって、権利制限と制度形成のどちらの問題として審査されるかが区別されているのである。

被控訴人がいう「累次の大法廷判決」²は、平成11年最大判②に代表されるような、「中選挙区制か小選挙区制か比例代表制か、投票方式をどうするのか」（乙17・165頁）等、具体的な選挙制度の仕組みの合憲性が問題となった事案であり、参政権そのものの行使機会を制限（剥奪）する規制を対象とするものではない。

これに対し、本件各規定は、一定年齢未満の者の立候補資格そのものを否定するという点で、被選挙権の行使機会を剥奪するものであり「選挙の仕組みの決定に当然に付随する負担とはいえない」場合に当たる。したがって、本件は、仮に少数説である小山教授の説に依拠したとしても、平成17年最大判と同様、権利制限構成により審査されるべき事案であり、制度形成の合理性を審査すればよいとした原判決及び被控訴人の主張は誤っている。

4 小括

以上のとおり、被選挙権の保障内容は法律によって規定されるものではなく、控訴人らは当然に被選挙権の憲法的保障を受ける。

そして、本件各規定は、控訴人らに保障された被選挙権の行使そのものを制限（剥奪）するものであるから、その憲法適合性を判断するに当たっては、控訴人らに被選挙権の保障が及ぶこと及び本件各規定がその被選挙権を制限していることを認定した上で、その制限が憲法上許容されるかを審査すべきであった。これらを判断することなく制度形成の合理性のみを判断すれば足りるとす

² 選挙区割りにより生じた投票価値の最大較差の合憲性が争われた最大判昭和51年4月14日民集30巻3号223頁、候補者届出政党に所属する候補者に限り衆議院小選挙区選出議員の選挙と衆議院比例代表選出議員の選挙とに重複して立候補を認めている公職選挙法の規定の合憲性が争われた最大判平成11年11月10日民集53巻8号1577頁（平成11年最大判①）、前述の小選挙区比例代表並立制の採用、選挙区割りにおける投票価値の平等、候補者届出政党への所属の有無による選挙運動上の差異などが問題となった平成11年最大判②である（控訴答弁書16～17頁）

る被控訴人の主張は誤りである。したがって、この点について判断を示さなかった原判決には判断の遺脱があり、これに反する被控訴人の主張もまた誤っている。

第2 本件各規定の憲法適合性には厳格な基準が適用されないとする被控訴人の主張の誤り

1 平成17年最大判基準は採用できないとする主張の誤り

(1) 被控訴人の主張

被控訴人は、平成17年最大判の判断枠組みが本件には適用されない根拠として、原判決と同様、被選挙権は「憲法に明記された主権者の権能である公務員の選定罷免権の一内容とはいえず」、「資格が与えられる者の範囲について明示的な規定がなく」、また、選挙権と異なり「一定期間の公的職務への従事が想定される」など、選挙権と被選挙権は同一視することができないと主張する（控訴答弁書21頁）。

(2) 被選挙権は選挙権に準じる基本的人権であること

しかし、このような被控訴人の理解が誤りであることは既に主張したとおりである（控訴答弁書21頁、2026年3月19日付第13準備書面6～7頁）。第1に、憲法に明文の規定があるか否かによって、憲法が保障する基本的人権の重要性や保障の程度が左右されるものではない。第2に、選挙権と表裏一体の関係にある被選挙権について、その憲法上の性質が権利行使の態様の違いによって異なるものと解すべき理由はない。第3に、被選挙権に対する侵害は、有権者が候補者を選択する機会を奪うことを通じて選挙権に対する侵害をも惹起するのであり、このことが両権利の一体性・同質性を基礎づけている。

さらに、君塚教授は、「憲法15条などは被選挙権を主題とする明文の規

定は有さないが、多くの学説が認める通り、憲法１５条が被選挙権を保障するのであれば、その内容はそこでの選挙権保障に準ずるもの」であるとして、被選挙権が選挙権と同等の憲法的保障を受けることが憲法学における通説的理解であることを指摘する。君塚教授はさらに続けて、「選挙権制限として憲法上認められない殆どの事項は被選挙権制限としても憲法上認められないと解する方が率直であり、直接選挙、平等選挙、普通選挙、自由選挙という大原則に反しないごく僅かな例外が許容できるだけであると解されるのが当然の憲法解釈」であると指摘する（君塚意見書１８～１９頁）。

このように、被選挙権は、選挙権とは異質の権利ではなく、選挙権に準じる重要な基本的人権として同等の憲法的保障を受けるものと解されている。被控訴人は、平成１７年最大判の判断枠組みが適用されない根拠として、選挙権と被選挙権との相違を殊更に強調する。しかし、そのような理解は、被選挙権を選挙権と表裏の重要な基本的人権と位置付けた最高裁判例だけでなく、憲法学における通説的理解とも整合せず、誤っている。

(3) 小括

以上のとおり、被控訴人が平成１７年最大判の判断枠組みが本件には適用されないとした根拠はいずれも当てはまらない。

なお、既に詳述したとおり、平成１７年最大判が同審査基準を導くにあたり根拠とした憲法上の諸規定の趣旨が本件にも同様に妥当すること、平成１７年最大判基準が適用された他の判例・裁判例と比較しても同基準を適用すべき必要性がより高いことなどから、本件には平成１７年最大判基準が妥当する（訴状１８～２６頁、原審原告第１３準備書面１３～１４頁、控訴理由書２２～２３頁）。

2 平成17年最大判以外の厳格な憲法適合性判断を採用できないとする被控訴人の主張の誤り

(1) 治者と被治者の自同性・普通選挙原則の位置づけについての補足

控訴人らの主張は、治者と被治者の自同性や普通選挙原則の適用を、厳格な憲法適合性審査の条件とするものではない。本件各規定の憲法適合性判断が厳格に行われるべき最大の根拠は、前述のとおり、本件各規定が、憲法上控訴人らに保障される被選挙権という重要な基本的人権の行使を一律に禁止し、その権利を剥奪している点にある。したがって、治者と被治者の自同性や普通選挙原則という概念を介在させるまでもなく、本件では厳格な憲法適合性判断が要請される。

これらの概念は、少なくとも選挙権年齢に達した者については、同じく国民主権に由来する被選挙権の保障が及ぶことを確認するとともに、立法裁量を縮減させ、厳格な憲法適合性判断を要請するものと位置付けられる（控訴理由書25～26頁）。

(2) 被控訴人の主張

被控訴人は、治者と被治者の自同性について、「統治する者と統治される者とが全く同一であることまで求める概念ではない」とし、厳格な審査を行う根拠には当たらないと主張する（控訴答弁書22頁）。

また、被控訴人は、控訴人らが厳格審査を求めることについて、「制度に依存する権利である被選挙権の特殊性を無視し、本件が第一義的には権利制約の問題ではないことを見誤るものである」と主張する（控訴答弁書22～23頁）。これは、本件は権利制約ではなく制度形成の合理性が問題となる事案であるから、立法裁量を前提とした緩やかな判断枠組みによって憲法適合性を審査すべきであるとの主張にほかならない。しかし、本件が制度形成の合理性ではなく権利制約の問題として捉えられるべきことは既に述べたと

おりである（本準備書面 6～7 頁）。

そこで、以下では前者の主張に対して反論する。

(3) 国民主権論に関する通説的見解からも選挙権年齢と被選挙権年齢の原則一致が要請されること

たしかに、治者と被治者の自同性という概念は、選挙権年齢と被選挙権年齢の厳密な一致までを憲法上当然に要請するものではない。しかし、それは両年齢の乖離を当然に許容するものでもない。

国民主権論に関する通説のナシオン主権論は、「主権者である憲法制定権力は抽象的国民であって現在の具体的な有権者ではな」いとの考え方の下、代表者は具体的な有権者ではなく抽象的国民全体の代表として活動するものと理解されている（君塚意見書 26 頁）。そのため、有権者団と代表者との完全な一致までは要求されないのが原則となるが、この考え方を貫くと、代表者と有権者との意思が乖離するおそれがある。そこで、現在の通説は、「代表ができるだけ選挙民の意思を反映し、民意と国会の構成が事実上類似となること（半代表制もしくは社会学的代表）」が憲法上の要請であると解している（前掲君塚 30 頁）。

その結果、選挙権年齢と被選挙権年齢は一致し又は少なくとも近接していることが、国民主権の観点からも憲法上要請されることとなる。したがって、今日の国民主権論に関する通説を踏まえても、治者と被治者の自同性は、少なくとも選挙権年齢に達した者については、同じく国民主権を基礎とする被選挙権の保障が及ぶことを要請するものと解される。

したがって、被控訴人の主張は、通説が採用する修正されたナシオン主権論を看過し、憲法上両年齢の一致が要請されることを否定する点において誤っている。

(4) 小括

以上のとおり、治者と被治者の自同性に基づけば、選挙権年齢と被選挙権年齢との一致又は近接が国民主権に由来する憲法上の要請であり、その結果、少なくとも選挙権年齢に達した者については、同じく国民主権に由来する被選挙権の保障が及ぶと解される。このことは、本件各規定が控訴人らの被選挙権に対する直接的な制約として理解されるべきことを意味し、その憲法適合性について厳格な判断が要請されることを一層裏付けるものである。

なお、既に詳述したとおり、本件各規定は、憲法が保障する重要な基本的人権である被選挙権に対して重大な制約をもたらしていること（原審原告第2準備書面4～5頁、同第13準備書面20頁、甲B35：辻村みよ子教授意見書27～28頁、原審原告第5準備書面19～20頁、甲B48：新井誠教授意見書2頁）、その反面として立法裁量が大きく縮減されること（原審原告第5準備書面16～19頁、同第13準備書面20～21頁、甲B48・2～4頁）、さらに、年齢要件は被選挙権に対する直接的な制約であると理解されていることなどからすれば、仮に平成17年最大判の判断枠組みが本件にそのまま妥当しないとしても、本件各規定の憲法適合性は厳格に判断されなければならない（控訴理由書25～27頁）。

第3 結語

以上のとおり、被選挙権は、憲法15条1項により保障される基本的人権であり、その保障内容が法律によって初めて創設されることはあり得ない。本件各規定は、一定年齢未満の者について被選挙権の行使機会を一律に剥奪するものであるから、本件は制度形成ではなく権利制約の問題として捉えられなければならない。しかし、原判決は、控訴人らに被選挙権の保障が及ぶか、本件各規定がこれを制約するかという憲法適合性判断の前提となる事項について判断を示さなかった点に判断の遺脱があり、これに反する被控訴人の主張は誤って

いる。

また、選挙権と被選挙権との相違を殊更に強調し、平成１７年最大判の判断枠組みが本件には適用されないとする被控訴人の主張は、最高裁判例及び憲法学における通説的理解とも整合せず、誤っている。本件には平成１７年最大判の判断枠組みが適用されるべきである。

さらに、治者と被治者の自同性が選挙権年齢と被選挙権年齢の完全な一致を求める概念ではないことや、本件が制度形成の合理性を問題とする事案であることなどを理由に、厳格な憲法適合性審査は採用されないとする被控訴人の主張も誤っている。仮に平成１７年最大判の判断枠組みがそのまま適用されないとしても、本件各規定は控訴人らの被選挙権に対する重大かつ直接的な制約である以上、その憲法適合性は厳格な判断枠組みにより審査されなければならない。

以 上